

ねんきん通信

締め切り間近です。お急ぎください!

◎離職後1~2年の方

平成23年3月31日から平成24年3月30日の間に離職された方は、平成25年3月末で『**退職(失業)時の特例免除制度**』(制度の内容や手続きの方法は、下記をご覧ください。)を生かせる手続きが締め切られます。

4月以降の申請になると審査に有利な「失業特例申請」が適用されませんので、今がラストチャンスです!

◎20歳以上の学生の方

今年4月1日までに20歳以上になる学生さん、「**学生納付特例制度**」(制度の内容や手続きの方法は、広報誌2012年7月号「ねんきん通信」をご覧ください。)の手続きはお済みですか?

まだ、平成24年度分の手続を済まされていない方は、平成25年4月末で手続きが締め切られます。学生証を持参のうえお急ぎください!

退職(失業)時の特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、市区町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額14,980円(平成24年度保険料額)を納めることになりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように扱われます。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。(平成21年3月分までは3分の1)
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入され、加入中の「万が一の備え」ができます。
- ④10年以内に「追納」をすると、老齢基礎年金の年金額を回復することができます。

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、『**退職(失業)時の特例免除制度**』を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。

ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

☆手続き

特例免除の申請には、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)する必要があります(申請書は市区町村役場または年金事務所にあります)。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)
※公的機関証明を紛失の際は、「離職照会同意書(役場または年金事務所に常備)」の提出により、対応可能です。

☆被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者に変わり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が上記の退職(失業)時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線160、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。